

立命館大学大学院 インターンシップ奨学金 活用の手引き

2017年4月

- ★ この資料は、インターンシップ補助金を活用するにあたって、注意すべき点をまとめたものです。
- ★ 当該研究費の活用にあたっては、本資料を参照の上、適切に手続きを行ってください。
- ★ 本資料の内容および研究費の執行に関して、不明な点がある場合は、下記＜問い合わせ先＞へ確認してください。

＜書類提出窓口・問い合わせ先＞

【大学院課（衣笠）】

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

Email: g-schol2@st.ritsumei.ac.jp TEL:075-465-8195

HP : http://www.ritsumei.ac.jp/ru_gr/g-career/fellow/doctor/index.html/

もくじ

1.補助金執行期間	P2
2.奨学金	P2
3.受給資格	P2
4.手続きの流れ	P2
5. 成果報告	P3
6.FAQ	P3

1. 奨学金執行期間 *下記期間における基準日は、日本時間を原則とします。

対象期間： 2017 年 4 月 1 日（土）～ 2018 年 3 月 31 日（土）

申請期間： 2017 年 4 月 17 日（月）～ 2018 年 1 月 31 日（水）（17：00 メール必着）

*執行の対象となる費用は、上記対象期間に実施するインターンシップのために発生する費用であり、上記期間中に奨学金の支払いが完了するものに限りです。

2. 奨学金

採用者 1 名につき、活動日数に応じて以下の奨学金が支給されます。

インターンシップ日数	金額
A：15 日以上 30 日まで	10 万円
B：31 日以上 59 日まで	15 万円
C：60 日以上	20 万円

*インターンシップ活動通算日数とは、在学期間中に、申請のインターンシップを実施した日数のうち、受入先への移動日および休日ならびに当該年度外に参加する日数を除いた日数のこと。本奨学金は、申請時点の日数をもとに決定するため、インターンシップ活動終了時に日数変更によって申請時点より日数が減った場合は戻入が必要となる。ただし、日数が増えた場合は追加支給しない。

3. 受給資格

本奨学金を受給できるのは、下記①から⑥まで全ての要件を満たす者です。以下の要件にあてはまらない場合は、大学院課(衣笠)に速やかにご連絡ください。

- ① 本学大学院博士課程後期課程、本学大学院一貫制博士課程 3 回生以上または本学大学院 4 年制博士課程に在学する正規大学院学生 ※休学者および休学期間中のインターンシップは申請できません。
- ② 2017 年度内(2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日の期間)の、本学に在学中において企業等における通算 15 日以上（受入先への移動日および休日ならびに当該年度外に参加する日数は含めない）のインターンシップ活動を実施する者
- ③ 2017 年度に日本学術振興会特別研究員に採用されていない者
- ④ 国費外国人留学生に採用されていない者
- ⑤ その他、併給禁止規定のある奨学金・奨励金等を受給していない者
- ⑥ 在籍期間中において本奨学金を受給したことがないこと（本奨学金の受給は在籍期間中に 1 回限り）

※申請中・採用後に、学籍状態が変更になった、または変更する予定の場合は、大学院課に申告すること。

4. 手続きの流れ

4 月以降	事前申請（申請書類一式をパスワード設定して、メールに添付にて提出）
申請後 3 週間程度	採用有無の通知 ※メールにて通知
採用決定後 3 週間以内	大学院課(衣笠)宛に「誓約書」を大学院課(衣笠)へ提出する。 期日までに提出がない場合は本奨学金を支給しない。
インターンシップ実施前	学研災付帯賠償責任保険（学研賠）に加入する
インターンシップ終了 1 ヶ月以内	「インターンシップ奨学金振込口座届（様式 2）」、「実施状況報告書」（様式 3）、「終了報告書」（様式 4）の 3 点を大学院課(衣笠)へ提出
報告書提出後 1 ヶ月以内	奨学金振込
2018 年 3 月 30 日（金）	ポスター提出（縦型 A4 サイズのスライド 1 枚）「終了報告書（様式 4）」をもとにインターンシップの成果をまとめ、PDF データで提出してください。提出先メールアドレス： g-schol2@st.ritsumei.ac.jp
2018 年 5 月頃（予定）	インターンシップ成果報告会 提出したポスターをもとに成果報告会を開催します。採用決定者は必ず、参加してください。

5. 成果の報告について

(1) 各種報告書の提出

インターンシップの実習終了後1ヶ月以内に、「インターンシップ奨学金振込口座届(様式2)」、「実施状況報告書」(様式3)、「終了報告書」(様式4)の提出を求めます。立命館大学大学院博士課程後期課程インターンシップ奨学金規程(規程第1084号)第10条の規定に基づき、本報告書の提出は、採用者全員の義務とします。同報告書には、本制度を活用して行ったインターンシップにより新たに得られた知見などの概要を記載してください。また、報告書は公開を原則とします。

※奨学金支給の根拠となったインターンシップの実施状況が正当な理由なく申請内容と著しく異なった場合や所定の日数に満たなかった場合は、奨学金の全額または一部返還を求めることがあるので留意すること。

※前期修了・休学・退学等になる場合は、必ず修了日・休学日・退学日の2ヶ月前に報告書(データおよび紙媒体)を提出してください。

(2) インターンシップ成果報告会

本制度の活用により得られた知見を広く公表し、大学院生同士のネットワーク構築を目的とし、次年度4月～5月に成果報告会を開催します。報告形式はパワーポイントスライドを使用した口頭発表、ポスターセッションなどを予定しています。採用者は必ず参加してください。

6. FAQ

1) 計画の変更について

Q1. 応募時の申請書で記入した研究期間や内容が変更になった。どうすればよいのか？

A. 奨学金は、インターンシップ期間および内容によって審査をしています。

インターンシップ参加前に上記に変更が生じた場合は、大学院課へ事前に速やかにお知らせください。

インターンシップ実施中に急遽変更が生じた場合は、支給対象の範囲を大学院課にて審議するため、大学院課に至急連絡してください。

Q2. 振込口座が変更になった。どうしたらよいのか？

A. 「振込口座変更届」に新しい口座情報を記入し、提出してください。

2) その他

Q1. 補助または研究費を受給していることの証明書は発行できるか？

A. 所定の書式で証明書を発行します。必要な方はお知らせください。

Q2. やむを得ない理由によりインターンシップを辞退したいが、手続きはどのようにしたらよいのか？

A. 奨学金の受給を辞退される場合は、大学院課へ申し出てください。

Q3. 成果報告会には参加する必要があるか？

A. 採用者の義務です。必ず出席してください。

Q4. 研究活動促進研究費と併用することは出来るか？

A. 併用することはできません。